

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	第6条第1項第11号	<p>改正の概要に、「第三分野保険リスクの全ての移転を行う再保険であって、かつ、責任準備金の積立を再保険の引き受け手側で行う場合に負債十分性テスト等を適用するための改正を行う。」とある。一方、規則第六条十一においては、「…第三分野の元受保険に係る再保険であって元受リスクの全てを再保険金の対象とし、当該再保険に付され保険契約に係る責任準備金の積立を行うものをいう。」と表現されている。</p> <p>以上のことから、該当する再保険は、第三分野保険の元受リスクの全てを再保険金の対象とする再保険であって、比率等を定めて一部を移転するものは、含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>今回の改正で負債十分性テスト等の適用対象となる再保険は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ()第三分野の元受保険に係る再保険であって、 ()元受保険契約に係るすべての保険責任が移転され、 ()当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるもの <p>としています。</p> <p>このうち()では、再保険の対象となっている<u>すべての元受保険契約について出再割合が100%</u>となっていることを示し、()では、<u>共同保険式再保険</u>^(注)であることを示しています。</p> <p>(注)「共同保険式再保険」とは、出再先に支払う再保険料に責任準備金の積立のための保険料を含み、責任準備金の積立を出再先で行う形態の再保険。なお、対になる概念である「危険保険料式再保険」は、出再先に支払う再保険料は危険保険料(現時点の保険金支払いのための保険料)のみであり、責任準備金の積立を元受側で行う形態の再保険。</p> <p>したがって、比率等を定めて一部を移転する再保険が負債十分性テスト等の適用対象とならないことについては、貴見のとおりです。</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
2	第6条第1項第11号	<p>「第三分野の元受保険に係る再保険であって元受リスクの全てを再保険金の対象とし」のうち「元受リスクの全て」の意味するところは、共同保険式再保険によりリスクを移転する出再割合が100%の再保険という理解でよいか。</p>	同上
3	第86条	<p>決算期において翌期配当所要額を超えて配当準備金への繰入を行う場合、当該超過額については、株式会社においては「配当準備金中の未割当額」に計上される一方、相互会社においては「純資産の部合計」に計上され、会社形態により計上される項目が異なる取り扱いとなっている。</p> <p>したがって、会社形態により違いを生じさせないとの観点から修正を行って頂きたい。</p>	<p>貴見のとおり、マージンにおける配当準備金への繰入額の取扱いについては、株式会社と相互会社の間で異なっていました。</p> <p>この点については、会社の形態にかかわらず統一的な取扱いとする方が合理的です。したがって、相互会社における、翌期の配当所要額を超える配当準備金への繰入額についても「配当準備金未割当部分」として計上することとし、この条及び平成8年大蔵省告示第50号第1条第3項第2号の修正を行いました。</p>
4	別表（第59条の2第1項第3号二関係会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人）	<p>今般新設する「責任準備金残高の内訳について」の表は「(記載上の注意)1 .」が適用される案となっているが、これによると、当該責任準備金からは、特別勘定の責任準備金及び危険準備金が除かれてしまい、今般の趣旨に沿わないため、当該表を「(記載上の注意)1 .及び2 .」の後に新設して頂きたい。</p>	ご指摘を踏まえ、当該表については新設する位置を修正しています。

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

2. 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）の一部改正（案）に対する意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	全般	<p>改正の概要に「ソルベンシー・マージン比率にかかる基準の平明・簡素化を図るための改正を行います。」とあることから、基準に実質的な変更はなく、ソルベンシー・マージン比率の計算は従前どおり変更がないとの理解でよいか。</p>	<p>今般のこの告示の改正は、ソルベンシー・マージン比率にかかる基準について、規定ぶりを平明かつ簡素に整理し、内容をより分かりやすくすることを目的としています。</p> <p>したがって、今般の改正は、基本的には実務の取扱いの変更を意図するものではありません。</p> <p>但し、番号8の欄に記載した場合には、基準の平明・簡素化を図るために会社形態別の規定を統合した結果、従来は会社形態によって取扱いが異なっていたものが統一化され、計算上の取扱いが変更となっています。</p>
2	全般	<p>改正の概要に「ソルベンシー・マージン比率にかかる基準の平明・簡素化を図るための改正を行います。」とありますので、計算結果に影響する実質的な基準の変更はないと理解しています。実務上、ソルベンシー・マージン比率の計算は今までどおり何ら変わらないと考えてよいか。</p>	同上

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
3	第1条第3項第1号	<p>今般の改正の趣旨は、現行基準に基づく実務の取扱いの変更を求めるものではないと理解している。</p> <p>現行規定における「将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金」を「保険料積立金」に改正することに関して、現行規定の対象となる未経過保険料も現行実務と同様の取扱いとなるようお願いしたい。</p>	<p>この変更は、現行実務の取扱いの変更を意図していません。したがって、保険料積立金だけではなく未経過保険料も含まれることが明確になるよう、修正を行いました。</p>
4	第1条第3項第1号	<p>現行の基準では未経過保険料も解約返戻金相当額超過部分の計算対象に含まれている。現行どおり未経過保険料が当該計算対象に含まれるようご配慮頂きたい。</p>	<p>同上</p>
5	第1条第3項第1号	<p>「保険料積立金」とあるのは、「責任準備金（危険準備金を除く。）」という理解でよいか。</p>	<p>同上</p>
6	第1条第3項第1号	<p>「保険契約締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法により計算した保険料積立金の額」は、新契約に係る費用を、保険料積立金から控除する方法により分割して徴収する場合には、現行どおり「控除する期間にわたり新契約に係る費用を償却する方法により計算した保険料積立金の額」を意味するものと理解してよいか。</p>	<p>この変更は、現行実務の取扱いの変更を意図していません。したがって、ご指摘のような事例において、現行どおりの取扱いができるよう、「その他これに類似する方法」を加える修正を行いました。</p>
7	第1条第3項第1号	<p>「保険料払込期間にわたり」との文言は「当該費用を償却するための付加保険料を収入する期間にわたり」と同義という理解でよいか。</p>	<p>同上</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
8	第1条第3項第2号	<p>今回の改正案により、損害保険株式会社における契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額（未割当）が、マージンに算入できるようになるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>配当準備金のうち、配当として割り当てた額を超える額については、損害保険株式会社と他の保険会社の間でその性質に差異が認められません。</p> <p>したがって、これについては、会社の形態にかかわらず統一的な取扱いとするよう実務を変更する方が合理的であり、かつ基準の平明・簡素化にもつながると考えています。</p>
9	第1条第3項第4号	<p>今般の改正の趣旨は、現行基準に基づく実務の取扱いの変更を求めるものではないと理解している。</p> <p>現行規定における「繰延税金資産（略）の額が零である会社（略）にあっては零とする。」が「繰延税金資産（略）として貸借対照表に計上した額が零である会社（略）にあっては零とする。」に改正する内容となっているが、繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺した結果、貸借対照表に計上した繰延税金資産の額が零となる会社も含まれ、現行の取扱いと異なることから、現行実務と同様の取扱いとなるようお願いしたい。</p>	<p>この変更は、現行実務の取扱いの変更を意図していません。ただし、現行の条文では「繰延税金資産」が繰延税金負債との相殺後なのかどうか明瞭でなかったため、繰延税金負債との相殺前であることが明確になるよう修正を行いました。</p>
10	第1条第3項第4号	<p>「貸借対照表に計上した額」との改正案になっているが、貸借対照表上の繰延税金資産は繰延税金負債とネットに表示され、ネット負債の場合には、表示上零となる。現在の取り扱いにおける繰延税金資産は、注記などで開示するグロスの繰延税金資産を指しているため、取り扱</p>	<p>同上</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
		いを変更するのでないならば現行の表現のままとすべきである。	

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

3. 保険業法施行規則第80条及び第158条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号）の一部改正（案）に対する意見について

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	第4条	現行規定における詳細な判定方法が削除されていますが、現行の判定方法に変わりはないとの理解でよいか。	改正前の規定による方法で判定ができる保険会社においては、今回の改正によって実務が変わることはないと考えています。 なお、改正前の規定では、会社によっては条文の適用が困難となることが想定されます。今回の改正は、このようなことを避けるため、全ての保険会社に適用できるよう、規定の整備を行うものです。
2	別表 . 6 .	規定の明確化の観点から、6 . における「5年間にわたり、毎年、」を「翌事業年度から5年間にわたり、毎年度始に、」、6 . における「翌事業年度」を「翌事業年度始」と規定して頂きたい。	貴見のとおり、金利の適用時期について明確化を行う必要があることから、所要の修正を行いました。

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

4. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）等に対する意見について

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	- 2 - 1 - 4 (2)	<p>現行指針において、「現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合」との規定を、「現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合」とする改正は、施行規則第69条第5項と平仄を合わせる改正との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	- 2 - 8 - 1 (総論)	<p>現行の監督指針策定の趣旨にもあるとおり、監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成されたものであり、適用にあたっては、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮されるものと理解している。今般の資産負債の総合的な管理についても、各社における実行可能性、費用対効果及び理論の整備等の状況を踏まえて適用されるとの理解でよいか。</p> <p>また、こうした管理を行うには、十分な準備期間が必要であることから、この点を考慮頂きたい。</p>	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針 平成20年3月」の運用にあたっては、各評価項目が形式的に具備されているかどうかではなく、財務の健全性や業務の適切性の観点から、実質的に問題がないかどうかを評価しているところです。</p> <p>したがって、資産負債の総合的管理に関しても、理論や技術水準の現状及び各社の特性を踏まえながら、各評価項目の趣旨に沿った態勢が構築されているかどうかを評価したいと考えています。</p> <p>また、準備期間に関しては、組織の変更や人材の育成・確保等を伴うような管理体制の整備には、相応の期間を要すると考えられます。しかしながら、平成19年11月に公表した「平成19事務年度保険会社等向け</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
			<p>監督方針」においては、市場環境の変動の中で様々なリスクを適切に把握するためには、リスク管理の高度化が必要であり、各社が資産負債を一体として経済価値で評価していく態勢をとることを念頭に置いた監督を行う、としているところです。したがって、資産負債の管理の重要性に鑑みると、各保険会社においては、迅速な対応が必要であり、かつ着実に態勢の整備を進めていく必要があると考えており、当庁としては、以上のような観点から監督を行っていくこととしています。</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
3	- 2 - 8 - 1 - 2 (1)	<p>現在、保険会社においては、各社の実態に応じた組織化等を通じて、保険引受リスク管理や資産運用リスク管理等の態勢を構築し資産負債の総合的な管理を行っている。</p> <p>しかしながら、今般の改正案は、現行の監督指針の適用が機械的・画一的な運用に陥らないように配慮するとされている中において、監督指針の趣旨に沿わない点があると考えます。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産負債全体を統合的に把握する部門を設置することとされているが、ALM委員会等の機関がこの役割を担っている場合もあるため、これも含めて頂きたいこと。 ・ 担当役員、代表取締役、取締役会等に、資産負債全体の総合的な管理の状況を報告することが求められているが、経営陣への適時適切な報告を行う趣旨を踏まえれば、上記のALM委員会等への報告でもこの趣旨は満たされること。 ・ 資産負債全体を統合的に把握する部門を収益部門から機能的に独立することとされているが、この趣旨は、関連する部門との間で相互牽制機能の確保を求めているものであり、IAIS基準においても実践的である場合の内容であること。 	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針 平成20年3月」においては、「各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではない」と明記しているところです。</p> <p>したがって、「ALM委員会等の機関」は「部門」に該当しないとといった機械的・画一的な運用は適当でないと考えています。また、「担当役員、代表取締役、取締役会等に（中略）報告する態勢が整備され」という点に関しても、ここで掲げられている者等に対して、それぞれ独立した報告態勢の整備を求めているのではなく、遺漏なく報告される態勢の整備を求めています。</p> <p>こうしたことから、これらの2点のご指摘に関しては、原案どおりの文言でも特段の支障は生じないと考えられます。</p> <p>一方、「資産負債全体を統合的に把握する部門は、収益部門から機能的に独立しているか」に関しては、貴見のとおり趣旨であることから、その旨を明確にするため、文言の修正を行いました。</p>

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
4	- 2 - 8 - 1 - 2 (4) 及 び (5)	(4) 「オプションに起因するリスクの評価」及び(5) 「重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価」にある「評価」は、定量化が困難なリスクまで定量化を求めているものでないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。 ただし、定量化には至らないとしても、それに向けて最善の取組みを行うことは必要であると考えています。